

## 災害救助法の見直しを求める意見書（案）

北海道で観測史上初めて最大震度 7 を記録し、災害関連死を含め 44 人が犠牲になった北海道胆振東部地震では、強烈な揺れが多数の家屋を損壊させ、大規模な土砂崩れによる被害を生みました。道内ほぼ全域が停電する全国で初めてのブラックアウトが 2 日間続くという、未曾有の事態を引き起こしました。

震源上に位置し、大きな被害を出した厚真、むかわ、安平 3 町では約 200 世帯が応急仮設住宅で暮らしています。自宅が全壊し家財道具を失った人も少なくありません。被災者の暮らしを支えるきめ細かな施策を続けるとともに、住宅再建への支援を強めることが重要になっています。

災害救助法では、仮設住宅の入居者に、「寝具」「日用品」「炊事用具・食器」などの給与があるものの家電製品は対象外。そのため北海道胆振東部地震の被災地の要求を受けて、道は被災 3 町が家電 3 品を貸与するための購入経費に 100% 補助する「生活家電貸与事業費補助金」事業を創設。厚真、安平、むかわ 3 町の仮設入居 264 世帯にたいし、洗濯機、冷蔵庫、テレビの生活家電 3 品目・計 623 台が貸与されました。

避難生活の中では、体調を崩す人も少なくありません。これまでに持病のある被災者が、移り住んだ仮設住宅で亡くなる痛ましい事態もありました。被災世帯が安心して生活ができる環境づくり、応急仮設の住環境の改善をすすめることが大切です。

いまでは、洗濯機、冷蔵庫、テレビは生活必需品といえます。生活家電 3 品を災害救助法の給与対象とすることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 11 日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫